－今号の目次－

* 公的価格評価検討委員会の中間整理が公表される １

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　公的価格評価検討委員会の中間整理が公表される**

令和3年12月21日、第3回公的価格評価検討委員会が開催され、その後、中間整理が公表されました。

公的価格評価検討委員会は、本ニュースNo.21-25で既報のとおり、「全世代型社会保障構築会議」のもと、公的価格の在り方を検討するために設置された委員会です。

岸田総理は、「経済対策」において行われる処遇改善（3%程度 月額9,000円）の「その後の更なる引上げに向けて、各制度における公的価格の制度の比較、処遇改善につながる制度の見直し、処遇改善目標などを議論し、安定財源の確保と併せた道筋を考えていただき、年末までに中間整理を取りまとめ」ることを同委員会に指示しています。

中間整理では、今般の経済対策における処遇改善（3%程度(月額9,000円)）も踏まえたうえで、公的価格に関する今後の処遇改善の基本的考え方及び処遇改善の方向性について整理されており、今後、費用の見える化やデジタル等の活用に向けた課題等について検討し、来年夏までに最終的に方向性を整理することとしています。

なお、全国保育協議会は、保育三団体協議会として、公的価格評価検討委員会に対し、公的価格の引き上げに向けて意見書を提出しています（本ニュースNo.21-30参照）。

|  |
| --- |
| 全保協事務局抜粋  公的価格評価検討委員会　中間整理（令和３年１２月２１日）  １．はじめに  ２．公的価格の制度について  （１）報酬・価格の決まり方  （２）処遇改善の仕組み  （３）費用負担  （４）各職種の賃金   * 保育士・幼稚園教諭については、これまでは、保育士・幼稚園教諭の太宗を女性が占めていることを踏まえ、当面の対応として女性の全産業平均を目指してきたことにより、女性の保育士（役職者含む）と女性の全産業平均（役職者含む）との賃金の差は0.8万円（中略）になっているが、今後の目標としては適切ではなく、他産業や全産業の男女計の賃金との乖離について議論すべきものと考える。   ３．経済対策における措置   * 今般の経済対策においては、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格のあり方を抜本的に見直すこととしている。 * 今回の措置が、診療報酬、介護報酬等のそれぞれの制度に反映され、確実な賃上げにつながる仕組みとすべきであり、これらが一時的なものにとどまらないことを求めるものである。   ４，今後の処遇改善について  （１）処遇改善の基本的な考え方  （２）処遇改善の方向性   * 今般の経済対策の措置を前提としても、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭の賃金は全産業平均から乖離があり、仕事の内容に比しても未だ低く抑えられている状況である。引き続き人手不足の解消等に向けて、今回の措置の結果も踏まえつつ、更なる処遇の改善に取り組むべきである。 * 介護・障害福祉、保育、幼児教育分野も含め、経験・技術に応じた処遇ルールの明確化（賃金体系の整備）やタスクシフト・タスクシェアによる業務の高度化・効率化、各職種の養成課程のあり方、職員配置も含めた勤務環境の改善についても検討すべきである。 |

詳細は下記URLをご確認ください。

■ 内閣官房 > 各種本部・会議等の活動情報 > 公的価格評価検討委員会

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kouteki_kakaku_hyouka/index.html>